

適正な汚水処理の役割分担（その1）

1. 汚水処理の役割

私たちの日常生活において、水はいたるところで使用されています。その水は台所・便所・風呂などで使用されることで汚水となります。この汚水をそのまま水路や河川に放流してしまうと、河川などを汚し、害虫や悪臭の原因となります。汚水処理は、この汚水を「きれいな水」に処理してから河川や海に放流したり、再利用する役割があり、私たちの生活と繋がっています。

汚水処理の目的は、
地域ふるさとの自然環境を守るため

生活環境の改善

ドブや水たまりが少なくなり、蚊やハエの発生、悪臭を防ぎ、地域が衛生的な生活環境に改善されます。

快適な暮らし

くみ取り式トイレが水洗式に代わり、悪臭のない快適な暮らしが実現します。

資源の有効利用

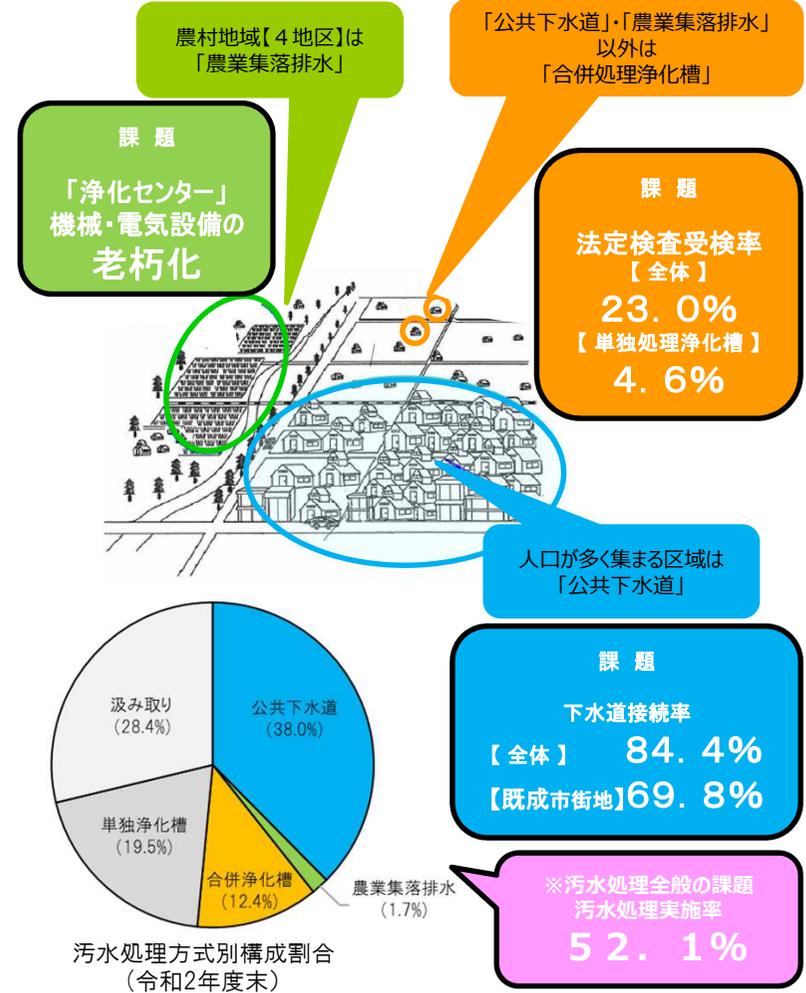
下水処理場で処理された水の再利用や、下水道の污泥や熱などをエネルギーとして、利用することができます。

水質の保全

汚れた水が、河川や海に流れ込むことがなくなり、魚の住みやすい美しい水を取り戻すことができます。

2. 汚水処理の種類と現状

橋本市では、**集合処理の「公共下水道」・「農業集落排水」、個別処理の「合併処理浄化槽」**の3つの処理方式を採用しており、いずれも「**適正な維持管理を行うこと**」で、汚水処理の役割を果たします。これ以外に、トイレの排水のみを処理する「**単独処理浄化槽**」や「**くみ取り**」がありますが、これらは、台所、洗濯、風呂などからの排水をそのまま水路に流し、河川や海などの汚れの原因となるため、上記の汚水処理施設へ変えていかなければなりません。



適正な汚水処理の役割分担（その2）

3. 下水道事業の課題と見直し方針

① 下水道事業の課題

- ・事業を取り巻く社会環境の変化
- ・現在および将来にわたる経営面での不安
- ・事業の長期化
- ・施設の老朽化
- ・汚水処理普及率の低迷
- ・国の方針 令和8年度までに事業概成

② 見直し方針

- ・下水計画区域の最適化（4.）
（集合処理区域・個別処理区域見直し）
- ・農業集落排水の見直し（5.）
- ・下水道施設の老朽化対策の実施（6.）
- ・合併浄化槽補助金の新制度（7.）

4. 下水道処理区域の最適化

① 下水道処理区域とは？

「公共下水道」「農業集落排水」「合併処理浄化槽」の3つの処理方法のうち、ここでは公共下水道の整備を予定している区域を指しています。面積は2,251 (ha)で、そのうち約40%については整備の実現が難しくなっています。

② これからどうしていくの？

下水道処理区域のうち公共下水道の整備が難しい区域は、合併処理浄化槽の設置を推奨していくことになり、処理方式や地域特性に見合った汚水処理の最適化を図っていきます。

5. 農業集落排水の見直し

① なぜ、見直しが必要なの？

農業集落排水の4地区は、供用開始から約20年経過しており、地区ごとに設置されている「浄化センター」の維持管理費が増加傾向にあります。将来建て替えが必要になると、大きな負担になります。
加えて、農業集落排水についても、公営企業法の適用化が進んでいます。

② これから、どうしていくの？

負担となる「浄化センター」を無くすために、下水道の整備状況を踏まえ、費用対効果の高い地区から下水道への接続替を行います。

6. 下水道施設の老朽化対策の実施

① 下水道施設の現状は？

下水道が供用開始して約20年、大規模団地開発内は約40年経過しています。管きょや人孔といった一般的な土木施設の標準耐用年数は約50年、ポンプなどの機械・電気設備の標準耐用年数は10～20年であり、更新時期が近づいています。

② これから、どうしていくの？

施設全体の中長期的な状態を点検・調査で予測し、今後の老朽化の状況を見据え、計画的・効率的に維持管理・改築を進め、持続可能な施設管理を行います。

7. 合併浄化槽補助金の新制度について

① なぜ、新制度をつくったの？

下水道への接続費と合併浄化槽の設置費に個人負担額の差があります。処理方法の違いによる個人負担額を軽減し、合併浄化槽を推奨する区域の水洗化促進させる目的で新制度を設けました。

② 新制度はどんな時に使えるの？

単独浄化槽又は汲取り式トイレから合併浄化槽に転換する際に使用できます。新制度の補助金額は、これまでの補助金額に上乗せ額が加算されます。ただし、新しくお家を建てた際の合併浄化槽の新設及び、合併浄化槽から合併浄化槽の更新には適用されません。

区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
既存制度 補助金額	332,000円	414,000円	548,000円
新制度 加算金額	+180,000円		
計	512,000円	594,000円	728,000円

単独浄化槽の撤去が必要な場合は限度額90,000円を加算できる

※加算額は、施行期間R3.4月～R9.3月末までの期間限定の特例措置であり、年度予算に限りがありますのでお早めにご利用ください。

**下水道への接続、その他補助制度など
汚水処理に関することはお気軽に下水道課までお問い合わせください。**

**【問い合わせ先】
橋本市役所水道環境部下水道課 0736-33-3160**